

一九八一年出土の木簡

概要

本号には、例年のように関係各位の御協力を得て、一九八一年に発掘された遺跡を中心に、四〇に近い報告を収めることができた。その内訳は別表のとおりである。

本年の特徴としては、まず報告件数が一挙に昨年までの約二倍になったことが注目される。しかもこの内、約三分の二が新たに木簡を出土した遺跡である。この結果、これまで木簡の出土例がなかった長野・群馬・福井・岡山の各県でも、出土例が知られるようになった。木簡の出土件数は、種々の条件によって規定されるので、増加した原因も一概には論じられないが、本学会の活動が諸方面の御理解を得て、情報の広範な収集が可能になってきたことも与っていることと思われる。今後とも一層の御協力をお願いしたい。

木簡の出土点数の面では、宮跡を中心とする古代遺跡が、例年のように大きな比重を占めている。また遺跡の年代の面で、中世以降

のものが少なくないことも、これまでの傾向と大差ない。試みに前年までの例にならって、出土遺構に重点を置きつつ遺跡を分類すれば、左のようになる。

(古代)

都城 平城宮跡・藤原宮跡・長岡京跡

離宮 鳥羽離宮跡

地方官衙・城柵 尾張国府跡・下野国府跡・多賀城跡・胆沢城

跡・道伝遺跡・高堂遺跡・大宰府跡

寺院 郡山遺跡

集落 笹原遺跡・漆町遺跡

集落ないし官衙 坂尻遺跡・恒川遺跡・三ツ寺Ⅱ遺跡・大森鐘

島遺跡

不明 佐堂遺跡・九州大学(筑紫地区)構内遺跡

(中世)

館・城郭 下津城跡・小川城跡・道照遺跡・湯川神社境内遺跡

寺院 長門国分寺跡・野田地区遺跡

遺 跡 名	所 在 地	点数	木簡の代 年
平城宮跡	奈良市	1410	古代
※奈良女子大学構内 遺跡	奈良市	38	近世
※法隆寺	奈良・斑鳩町	2	近世
藤原宮跡	奈良・橿原市	1	古代
長岡京跡	京都府	224	古代
※三条西殿跡	京都市	3	中世
※鳥羽離宮跡	京都市	1	古代
※若江遺跡	大阪・東大阪市	1	近世
※佐堂遺跡	大阪・八尾市	1	古代
大坂城三の丸遺跡	大阪市	12	近世
※小曾根遺跡	大阪・豊中市	1	中世
※尾張国府跡	愛知・稲沢市	1	古代
下津城跡	愛知・稲沢市	14	中世
※坂尻遺跡	静岡・袋井市	1	古代
※小川城跡	静岡・焼津市	1	中世
※恒川遺跡	長野・飯田市	1	古代
※三ツ寺Ⅱ遺跡	群馬・群馬町	4	古代
下野国府跡	栃木・栃木市	6	古代
多賀城跡	宮城・多賀城市	3	古代
※郡山遺跡	宮城・仙台市	3	古代
※胆沢城跡	岩手・水沢市	3	古代
道伝遺跡	山形・川西町	3	古代
※笹原遺跡	山形・米沢市	3	古代
※明成寺遺跡	山形・酒田市	3	不明
※安田遺跡	山形・酒田市	2	中世
※大森鐘島遺跡	福井・清水町	1	古代
※高堂遺跡	石川・小松市	2	古代
漆町遺跡	石川・小松市	2	古代
※南吉田葛山遺跡	石川・押水町	1	中世
※百間川遺跡群	岡山・岡山市	1	中世
草戸千軒町遺跡	広島・福山市	1	中世
※道照遺跡	広島・東広島市	1	中世
※長門国分寺跡	山口・下関市	2	中世
野田地区遺跡	和歌山・吉備町	4	中世
※湯川神社境内遺跡	和歌山・御坊市	1	中世
大宰府跡	福岡・太宰府市	17	古代
※九州大学筑紫地区 構内遺跡	福岡・大野城市	2	古代
※長野遺跡	福岡・北九州市	1	不明
※辻田西遺跡	福岡・北九州市	2	中世

別表 1981年出土の木簡

※は木簡新出遺跡

次に出土木簡の内容であるが、これについては、各報告に関係者

寺院 法隆寺

城郭 若江遺跡・大坂城三の丸遺跡

官衙 奈良女子大学構内遺跡

(近世)

不明 南吉田葛山遺跡・長野遺跡

集落 安田遺跡・百間川遺跡群・草戸千軒町遺跡・辻田西遺跡

都市 三条西殿跡

による要を得た解説があり、特に出土点数も多く内容的にも特色のある平城宮・長岡京・下野国府・郡山遺跡などについては充実した内容となっているので、再説の要はないであろう。ただそれらにふれられていない点を中心に、若干の私見を記しておきたい。

七世紀代の歴史を考える上で、木簡のもつ意味が大きいことは周知のとおりであるが、大阪八尾市の佐堂遺跡から出土した「五十戸」の木簡は、その方面の史料を新たに加えたものといってよいであろう。出土遺構の性格からいって、年代を確定できないのは遺憾であ

るが、書風からみて少なくとも八世紀初頭を下るものではなさそうである。「種田五十戸」の「種」の旁りが「重」とならず、筆画に「里」の字画をとどめているのも隷書体に近く、やはり古い要素といえる。なお「種」にはウウ（殖・植）の訓もあり、「種田」が「ウエダ」である可能性も存しておくべきように思う。

八世紀の木簡に関しては、本年は平城宮跡、とりわけ平城宮南面西門での出土点数が際立っている。南面西門の木簡の意義は、今泉隆雄氏の解説に尽くされているが、氏はこの中で、出土木簡や墨書土器、『拾芥抄』所載の皇嘉門の別称などから、南面西門を若犬養門と推定されている。筆者は、平安京の街路名や平安宮諸門の異名などには、平城宮時代にまで遡るものがあると考えたことがあるが（拙稿「南都所伝宮城図残欠について」古文書研究二〇号）、この意味でも今泉氏の推定に賛意を表したい。なお南面西門では、解・移・牒などの文書木簡が出土しており、その中に催造司主典あてとみられる御門司所解がある。公式令の解式は、充所を示さないのが決まりであるが、藤原宮・平城宮の木簡や正倉院文書には、往々充所のある解があり、当時の文書制度を考える上に注意される（拙稿「奈良時代以前の解」、『鎌倉遺文』23月報）。これもその一例に数えることができよう。また習書で「論語序」とあるのは、当時通行のテキストであった何晏の『論語集解』冒頭にある「論語序」の最初の三字を習ったものとみられる。何晏『集解』の流布を映した一史

料といってよからう。

この他、九州大学（筑紫地区）構内遺跡出土の八世紀の木簡は、断片的ながら、当時の田制関係史料として注意される。また石川県高堂遺跡の木簡二点のうち、人名を記したものは、見取図によると「八木造多宿女」とも読めそうである。氏姓史料として今後の検討がまたれる。

さて最後になったが、先にもふれたように、本年も中世、近世の木簡がかなりの件数にのぼった。これらを木簡と呼んでよいかどうかは暫く措くとしても、これらの新しい木簡については、別に伝世品があったり、類似品が現在も使用されている例が少なくないようであり、この点、多くの古代木簡の場合とは事情の異なるところがある。今回報告されているものでは、巡礼札（三条西殿跡）、物忌札（漆町遺跡）、塔婆（下津城跡・南吉田葛山遺跡）、柿経（明成寺遺跡・安田遺跡）、咒符（百間川遺跡群）などがその典型的な例であろう。これらに関しては、遡って外国や古代の例を検討することもあるが、ある程度各時代を通じて存在した遺品として、伝世品・現存例との総合的研究が、むしろ望まれるところである。現に呪符などについては研究が進められつつあり最近には『草戸千軒——木簡——』の刊行もみたが、こうした研究の進展が、不明瞭な木簡の概念を自ら明確化してゆく側面もあると考える。

（東野治之）